

能実習生のコミュニケーション不足等を原因とした人権侵害行為（特に暴力行為を含むパワーハラスメント等）などの課題が相当程度見受けられるところです。

技能実習法においては、建設業元請事業者の下請事業者に対する指導・指示義務は課せられておりませんが、上記のような建設業における諸問題の予防・解決のため、日々の業務実施に係る点検等の際、以下の事項に御留意いただきますようお願いいたします。

(2) 御留意いただきたい事項

- 技能実習指導員等による技能実習生への指導状況
- 実習実施者の名称や技能実習生の氏名について、実際に現場に入場している下請事業者の名称や作業員の氏名と相違がないか
- 実習実施者以外の関係請負人の作業員も含めて、技能実習生等への人権侵害行為が発生していないか

※パワーハラスメント等の防止に関しては、事実確認のみならず、意識啓発のための講習会などを行っていただくことも有効です。

(3) その他

技能実習生に係る労働災害防止に向け、各種保護具が日本人労働者と同様に配布され、適切に着用できるようになされているかについての指導も併せて行っていただきますようお願いいたします。

外国人技能実習機構について

外国人技能実習機構(以下「機構」という。)は、技能実習法に基づき法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて、平成29年1月に設立された認可法人です。

機構は、本部事務所を東京に置き、全国13カ所の地方事務所・支所において、法令に基づき監理団体及び実習実施者に対する実地検査等の業務を行っています。

実習実施者に対しては、3年に1回程度の頻度で定期的に実地検査を行っており、認定計画に従って技能実習が行われているかなどについて確認しています。

詳しくは機構ホームページでご確認ください。

<https://www.otit.go.jp/>

機構 HP

● お問い合わせ先

外国人技能実習機構

03-6712-1523(代表)



● 外国人技能実習機構の地方事務所

